

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3200号)

令和7年4月28日

横 情 審 答 申 第 3200 号

令 和 7 年 4 月 28 日

横浜市会議長 鈴 木 太 郎 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和5年6月6日議秘第101号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市コールセンター（664-2525、671-2121）業務を委託する契約（現在の委託先）についての書面の全て」の不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市会議長が、「横浜市コールセンター（664-2525、671-2121）業務を委託する契約（現在の委託先）についての書面の全て」を不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市会議長（以下「実施機関」という。）が令和5年4月26日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため、条例第10条第2項により不開示としたものであって、その理由は、「当該開示請求に係る要件に合致した委託契約を締結しておらず、本件審査請求文書は保有していないため」と要約される。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、全部開示とするよう求める。
- (2) 開示請求の対象は「契約についての書面」であって、「契約書」に限定していない。契約に際して議会の承認を必要とする案件であれば、議会に議事録が存在するはずである。

5 審査会の判断

(1) 契約に係る事務について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第149条第2号及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第9条第8号の規定により、普通地方公共団体の契約は、地方公共団体の長又は地方公営企業の管理者が締結する。横浜市では、市長による契約の締結に関する事務は、横浜市契約事務委任規則（平成11年4月横浜市規則第37号）により、契約の種類や金額等に応じ、副市長、局長等に

委任されている。

また、地自法第96条第1項第5号では、条例で定める重要な契約については、その締結に当たり、議会の議決が必要とされている。横浜市では、横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第5号）第2条において、予定価格6億円以上の工事又は製造の請負の契約について、横浜市会の議決が必要とされている。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求時の横浜市コールセンター運営に係る業務委託契約（以下「本件契約」という。）について、実施機関が保有する全ての行政文書である。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関は、本件審査請求文書を作成も取得もしておらず、保有していないと主張しているため、当審査会が実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件契約は、横浜市契約事務委任規則により委任された市民局長が締結しており、実施機関では締結していない。

(イ) 審査請求人は、横浜市会の承認を必要とする案件であれば、議事録が存在する旨を主張する。しかし、本件契約は委託契約であって、工事又は製造の請負の契約ではないことから、その締結に当たり、地自法第96条第1項第5号に基づく議決は不要である。そのため、本件契約の締結について、横浜市会において審議を行ったことはない。

(ウ) さらに、実施機関では、本件契約について資料の提供を受けたこともない。

(エ) したがって、実施機関は、本件審査請求文書を作成も取得もしておらず、保有していない。

イ 上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を不開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 5 年 6 月 6 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 5 年 7 月 13 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 2 月 27 日 (第454回第二部会)	・ 審議
令 和 7 年 3 月 24 日 (第455回第二部会)	・ 審議